

「国家戦略特区」に関する提案書

【提案者】 宮崎県

1 提案名

みやざき健康フードビジネス特区

～高機能・高品質な農林水産物・食品によるグローバル市場の開拓～

2 提案の背景

(1) 食を取り巻く環境

ア 食に対する「安全・安心・健康」志向の高まり

国民の食の多様化が進む中、日本政策金融公庫が実施した「平成 25 年度上半期消費者動向調査」によれば、消費者の食に対する「健康志向」が高い水準を保っていることに加え、「安全」や「国産」志向も回復を見せており、急速な規模の縮小が懸念される国内市場にあって、「高機能・高品質な農林水産物・食品(食)」分野は、農林水産業を基幹とする地域産業がポテンシャルを発揮できる領域となっている。

イ グローバル市場の拡大と国際間競争の激化

我が国は、これから本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、食に関する国内市場が縮小していく一方で、グローバル市場は今後も拡大が期待できる分野である。特に、新興国の経済発展に伴う食料消費の増大や、TPP・FTA 等の経済連携の促進に向けた動きが急速な展開を見せる中、国際間の競争環境は厳しさを増しており、我が国全体としてはもとより、地域においても、それに打ち勝つ高い競争力と将来への成長力を有する産業を構築していく必要がある。

(2) 「みやざきフードビジネス振興構想」の推進

本県は、国内有数の食糧供給基地という強みを生かして、食関連産業を将来に向けた揺るぎない成長産業として構築することを目指して、今年 3 月に「みやざきフードビジネス振興構想」を策定した。

これまでの産地や食品加工企業の育成等の取組に加えて、飲食業や観光産業等も取り込みながら、より総合的・一元的に「フードビジネス」として捉え、「拡大」「挑戦」「イノベーション」の 3 つの全県的プロジェクトを、産学官金が連携して強力で推進している。

フードビジネス振興構想に基づく全県的プロジェクト

- ・重点的に取り組む県産品の販路や生産の拡大、海外展開、企業立地・参入促進など
- ・各プロジェクト毎に総合的・広域的な取組を関係機関、企業、関係市町村、庁内各部署が連携して検討・実行

3つのプロジェクト

1 拡大	2 挑戦	3 イノベーション
<p>➢宮崎の食肉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宮崎の食肉」のブランド力強化と国内外販路拡大 ・PB商品等高付加価値の商品づくりや観光産業との連携強化 ・県産牛・豚の県内と畜・食肉加工割合の向上 <p>➢加工・業務用農水産物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産農水産物加工製品の開発・販路拡大 ・加工ニーズに対応できる原料産地育成 ・農水産物加工工場誘致促進に向けた部局横断的企業立地チーム設置 <p>➢焼酎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外販路・消費拡大原料用加工米、甘藷を安定供給できる産地の拡大 ・焼酎メーカー技術や本県が有する酵母を活用した新たな商品の開発 	<p>➢フードビジネスを支える生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAやJA出資法人、農業法人等を核とする産地力強化 ・他産業の農業参入誘致促進のための部局横断的チーム設置 ・多様な連携による農産物高付加価値化 <p>➢フードビジネスを広げる加工製造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局横断的企業立地チーム設置 ・病院・福祉向け加工食品参入など新たな加工製造の拡大支援 ・オープンラボを活用した商品開発や人材育成 ・食品関連機械の製造拡大 <p>➢効率的な物流や多様な販売ルート、海外輸出拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混載や小口対応等効率的な物流構築 ・特定企業の既存商取引を活用した他企業の商流開拓 ・ネットビジネスの推進 ・海外事務所を中心とした販路拡大と海外プロモーションの充実 <p>➢フードビジネスを多様化させる交流・循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食の魅力」の発見 ・生産・加工現場を活用した誘客 ・多彩な「食べ方」の普及による産地力の拡大 	<p>➢食の安全・安心・健康</p> <p>「日本一」みやざきづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内分析技術高度化と分析・研究機能の集約・ネットワーク化 ・県産農水産物の健康機能を生かした商品開発や新事業創出 ・機能性成分や加工技術を生かした高齢者食の開発・普及 <p>➢「日本一」キャビア産地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稚魚供給力と飼育管理技術による安定した養殖生産システムの確立 ・キャビア製造技術を活用した宮崎ブランド確立 ・県内企業と連携した商品開発による新たな観光資源の創出や需要の拡大 <p>➢新技術による先進的な生産・製造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した農業生産・経営支援システムの構築・生産性向上 ・新エネルギーを利用した低コストで環境にやさしい農業生産・食品製造システムの確立

(3) 本県の現状とポテンシャル

ア 日本一の成分分析技術

本県は、総合農業試験場において、残留農薬分析技術と、それに続く栄養・機能性成分の一斉分析技術を開発している。これは、残留農薬 420 成分、栄養・機能性成分 120 成分の分析が 2 時間という極めて短い時間で可能な、全国トップの技術であり、残留農薬分析の結果に基づく出荷制限が可能となることにより、安全・安心な「みやざきブランド力」の向上に大きく貢献している。また、本県が有する特許技術を活用して、平成 24 年度から、国立大学や民間分析事業者等と共同で、世界初の残留農薬等分析装置（オンライン型超臨界流体抽出分離装置）の開発に取り組んでいる。

イ 本県独自の環境保全型農業

本県農業の生産現場では、安全・安心で環境にやさしい農産物の生産・提供を促進するため、宮崎方式 ICM（総合的作物管理）の普及を図っている。

本方式の特徴は、適正かん水・施肥及び土作りという基礎技術から、微生物殺菌剤、昆虫寄生菌製剤、天敵製剤と、段階的に難易度の高い技術を区分することにより、生物農薬に慣れていない生産者の技術に対する理解を容易にするとともに、その導入により、化学農薬の低減や難防除病害虫の抑制が可能となることにある。なお、本方式は、OECD のワークショップ（2011 年 10 月）においても段階的技術導入等の優良事例として紹介された。

ウ ICT（情報通信技術）を活用した農業生産管理技術

農産物の安定生産や作業の省力化を図る上で、ICT の活用が重要な要素となっている。本県では、国や企業と連携し、GAP に対応した生産管理システムの開発・普及や、ユビキタス型の大規模ハウス用制御システムの開発が進んでいる。

3 プロジェクトの展開

本県のポテンシャルを最大限に発揮すれば、国民の食の志向はもとより、将来的にはグローバルな食市場への展開も期待できる「高機能・高品質な食」を生産し、供給することは十分に可能である。

本県においては、行政だけでなく、農業団体（農業者）や大学、加工・流通企業や消費者等が密接に連携して、残留農薬分析技術の「世界基準」への高度化を基軸としながら、①生産段階の徹底した作物管理や、②流通・販売段階における優れた農産物等の差別化、さらには、③国民全体で優れた農産物等を消費し、生産を応援する仕組みを組み合わせることにより、「高機能・高品質な食」の自発的供給が促される地域として形成されることを目指す。

①生産現場における作物管理の徹底

(1) 概要

宮崎方式 ICM の一層の普及拡大を図ることにより、高機能・高品質な農産物を安定的に、低コストで生産できる体制を確立する。

また、本方式を効果的に機能させるため、基礎となる適正施肥に必要な精密な土壌分析と、生産者へのデータ提供の簡便化を図る。

(2) 想定される実施主体

宮崎県、農業団体、大学、ICT 関連企業 等

(3) 必要な規制改革等

①独自の土壌分析結果の利用に係る計量士配置義務等の緩和

企業や農業団体等が独自に実施した土壌分析のデータを他者に提供する場合は、計量証明事業として県知事への「登録」が必要とされているが、これを簡素化し、県知事への「届出」で可とする。

また、登録に当たっては、「計量士」の配置義務が課せられているが、県等による「研修等の受講」をもって代えることができるものとする。

(該当法令等) 計量法 第 107 条

②大規模農場の ICT 利用に係る特定省電力無線の高出力化、無線周波帯域の拡大

携帯電話が通じないエリアでの ICT 環境を確保し、接続コストの低減を図るため、特定省電力無線(平成元年郵政省告示第 42 号)のうち 429MHz を使用し、連続送信が可能なものについて、送信電力を 0.01W から 0.1W に増加させるとともに、8.5kHz までとされている占有周波数帯幅を拡大する。

(該当法令等) 電波法施行規則 第 6 条

②消費者に選ばれる環境づくり

(1) 概要

科学的根拠に基づく客観的な認証行為の創設と、保健機能等のわかりやすい商品表示に向けた規制緩和により、農業者や食品加工業者の努力により生産される優れた農林水産物・食品と、他の一般的な商品とが、消費者視点で的確に選択できる環境を整備する。

なお、この認証については、現在本県内で活用し、「世界基準」への高度化を研究している残留農薬分析・成分分析技術の活用を図る。

(2) 想定される実施主体

農業団体、民間企業 等

(3) 必要な規制改革等

①農林水産物・食品の機能性表示（保健機能）に係る規制の緩和

食品に関する保健機能の表示は、保健機能食品（栄養機能食品、特定保健用食品）を除いて認められていないが、企業等が自ら科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できるよう、新たな方策を検討する。

(該当法令等) 健康増進法

②安全・安心・健康認証制度の創設と生産農家の所得税・事業税の特別控除

「国民の健康に資する食料品」であることを示す残留農薬量や機能性成分等の含有量の基準と、農林水産物や加工品がその基準を満たすことについて公的機関が認証する制度を創設する。また、農業者は価格形成力がほとんどないことから、当該農水産物の生産に要する費用の補填措置として、所得税及び事業税における特別控除額を増額する。

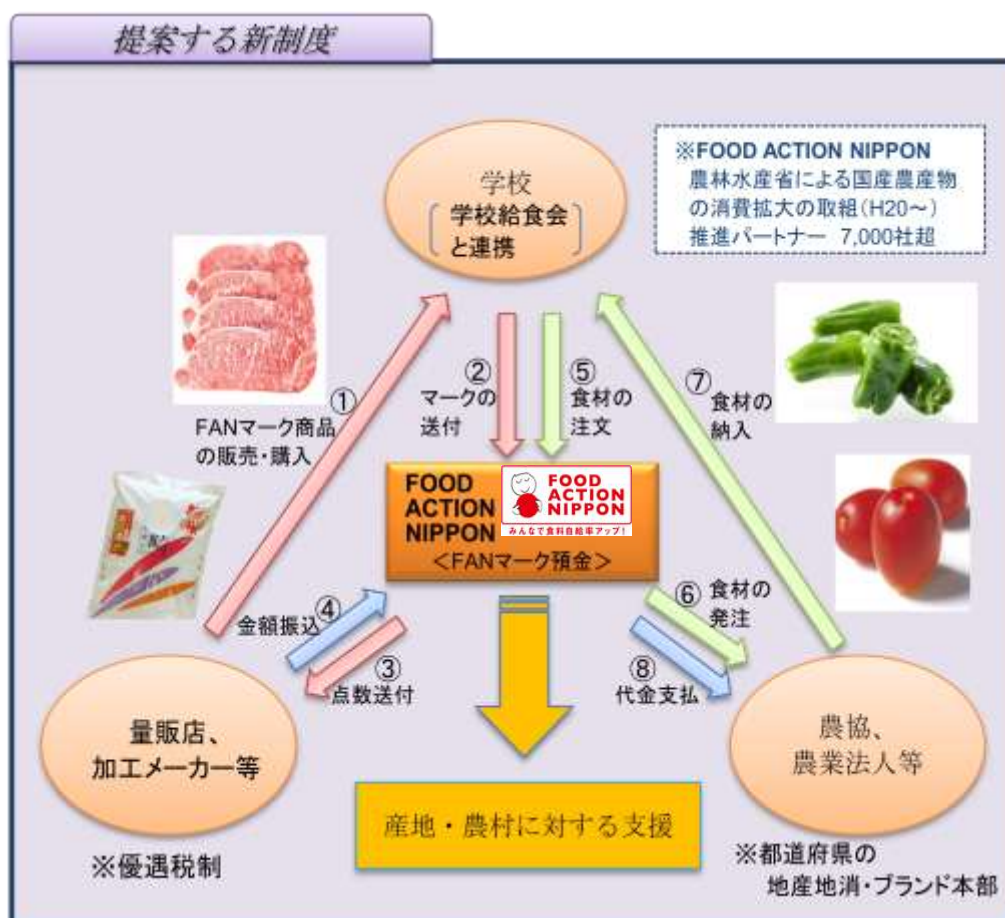
(該当法令等) 所得税法、地方税法

③高機能・高品質な食の差別化

(1) 概要

上記の新たな認証制度で認められた高機能・高品質な食の医療・介護分野での活用を積極的に進め、国民の健康増進への寄与を図る。

また、国民全体での食に対する理解促進と消費拡大を図る観点から、ベルマーク運動の仕組みを参考として「優良食料品ポイント制度」を創設する。



(2) 想定される実施主体

地方公共団体、小中学校、農業団体、民間企業 等

(3) 必要な規制改革等

①高機能・高品質な食を使用した場合の診療報酬単価の上乗せ

健康保険法に基づき定められる入院時食事療養費について、食事療養に関する加算要件に、「高機能・高品質な食」を利用した食事を提供する場合を追加する。

(該当法令等) 健康保険法

②優良食料品ポイント制度の協賛企業に対する優遇税制の創設

優良食料品ポイント制度の販売ポイント相当額の拠出金について、法人税への損金算入を認める。

(該当法令等) 法人税法、租税特別措置法

食の安全性に係るインポートトレランスの設定

上記①～③の取組に加え、国民全体に支持される「安全・安心・健康」な農林水産物・食品の海外展開を促進するため、輸出関税の障壁となっている各国特有の規制の緩和に向けて、食の安全性に係るインポートトレランス設定を働きかける。

4 日本経済再生に向けた効果

本プロジェクトの実施により、次の「日本再興戦略」の成果目標（KPI）の達成に貢献できる。

◆2020年に6次産業の市場規模を10兆円（現状1兆円）とする。

◆2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円（現状約4,500億円）とする。